

御宿町と学校法人三育学院との包括的連携に関する協定書

千葉県夷隅郡御宿町（以下「甲」という）と学校法人三育学院（以下「乙」という）は、相互の連携により、地域社会の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、文化、産業、保健・医療・福祉、教育、学術などの分野で相互に協力し、地域の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について連携し、協力をする。

- (1) 地域文化の振興に関すること
- (2) 地域産業の振興に関すること
- (3) 地域保健・医療・福祉の推進に関すること
- (4) 教育及び人材育成に関すること
- (5) 生涯学習の推進に関すること
- (6) まちづくりに関すること
- (7) 学術研究に関すること
- (8) インターンシップ等の現地学習に関すること
- (9) 甲及び乙が所有している施設の利用に関すること
- (10) その他甲及び乙が必要と認める事項

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において知り得た情報については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後において、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（連携推進会議）

第4条 第2条の連携事項を円滑に推進するため、連携推進会議を設置する。

2 連携推進会議に関し、必要な事項は別に定める。

（有効期間）

第5条 本協定は、協定締結から発効し、有効期間は3年とする。ただし、甲乙間の協議により更新することができる。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項について、これを定める必要があるとき又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙間の協議により定める。

この協議の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年8月13日

御宿町

代表者 御宿町長

石田義廣

学校法人三育学院

代表者 理事長

稻田豊